

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）
交付規程

平成23年4月1日

S I I-23B-規程-003

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う、経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱（平成22・01・15財資第2号。以下「要綱」という。）第3条に基づく住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 S I Iが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに、要綱に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象）

第3条 S I Iは、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

3 高効率給湯器（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、ガスエンジン給湯器又は潜熱回収型石油（灯油）給湯器）を含む補助事業を行う補助事業者は次の各号いずれかの事業に参加する意思を表明しなければならない。

- ① 国が運営・管理する国内クレジット制度に基づく排出削減事業
- ② 前号に掲げる事業以外の国内クレジット制度に基づく排出削減事業（地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するもの等）又はオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づく排出削減・吸収プロジェクト

（補助率）

第4条 補助金に係る補助率は、補助対象経費の合計額の3分の1以内とする。

（予約者の決定）

第5条 補助金の交付を申請しようとするもの（以下、「申請者」という。）は、様式第1による補助事業申込書（以下、「申込書」という。）をS I Iが定める書類を添付して、別に定める時期までに提出し、S I Iから適正な事業内容であることの確認を受けなければいけない。

2 S I I は、前項の規定による申込書の提出があった場合には、当該申込みに係る書類の審査を行い、適正な内容であると認められる補助事業者（以下、「予約者」という。）に対しその旨を通知するものとする。

3 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

（工事着工届出書の提出）

第6条 予約者は、前条の通知を受けたときは、様式第2による工事着工届出書をS I I が定める書類を添付して、別に定める時期までに提出しなければならない。

2 予約者は、前項の工事着工届出書をS I I が定める期日までにS I I に提出しなかったときは、当該補助事業申込みにより得た権利は失効する場合がある。

（工事の完了）

第7条 予約者は、S I I が定める期日までに、当該対象工事（設備の設置を含む。）（以下「工事」という。）を完了しなければならない。

（計画変更等の承認等）

第8条 予約者は、申込書で提出された工事の内容をやむを得ない理由で変更する必要があるとき、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。

2 S I I は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を通知するものとする。

3 S I I は、前項の承認に際して必要な条件を付すことができるものとする。

（事故の報告）

第9条 予約者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第4による事故報告書をS I I に提出し、その指示に従わなければならない。

（申込みの取下げ）

第10条 予約者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、速やかに様式第5による補助事業申込取下申請書をS I I に提出し、その承認を得なければならない。

（交付の申請）

第11条 予約者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又はS I I が定める期日のいずれか早い日までに、様式第6による補助金交付申請書（兼工事完了報告書）をS I I に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 S I Iは、前条第1項の規定による補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第7による補助金交付決定通知書により、その旨を通知するものとする。

2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 S I Iは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第13条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助金の対象となる工事の内容は、補助金交付申請書（兼工事完了報告書）に記載されたとおりとする。

(2) S I Iは、第15条の規定に基づき、提出された補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

(3) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律 第179号以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

④ S I Iの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

⑤ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(4) その他、S I Iの付した条件を遵守しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第12条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）

以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I I事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(補助金の額の確定等)

第15条 S I Iは、第11条第1項の補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに予約者の決定において申込書で確認された額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の支払)

第16条 S I Iは、第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(状況の報告)

第17条 補助事業者は、事業完了後三年間、当該補助金により取得した設備及び住宅(以下、「取得財産」という)の性能等に関して、S I Iが別に指定する定期報告書をS I Iに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の定期報告を停止するときは、様式第8による定期報告停止承認申請書様式によってS I Iに報告し、その承認を受けなければならない。

(手続)

第18条 補助事業者は、第5条の補助事業申込書、第6条第1項の工事着工届出書、第8条第1項の計画変更承認申請書、第9条の事故報告書、第10条の補助事業申込取下申請書及び11条第1項の補助金交付申請書の手続の代行業、工事を実施する者（以下「手続代行者」という。）に対し依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。

3 補助事業者及び手続代行者は、S I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはならない。

4 S I Iは、補助事業者及び手続代行者が偽りその他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、補助事業申込みにより得た権利の失効、及び交付申請の却下を行うことができるものとする。この場合において、S I Iは、S I Iの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに補助事業者の名称、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

（協力）

第19条 S I Iは、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助事業者及び手続代行者に対し、協力を求めることができるものとする。

（交付決定の取消し等）

第20条 S I Iは、次の各号の一に該当する場合は第12条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づくS I Iの処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 S I Iは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 S I Iは、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内に当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 補助事業者は、第17条第2項及び第21条第2項の規定により承認を受けて定期報告の停止、又は取得財産を処分した場合において、S I Iの請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

6 S I Iは、前2項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額につき年利10.95%の割合で計算

した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 7 第4項及び第5項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、取得財産を補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 S I Iは、補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I Iに納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第22条 補助事業者は、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による処分承認申請書によって、その承認を受けなければならない。

- 2 S I Iは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 3 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 4 前条第2項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。
- 5 第3項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第2項の規定は適用しない。

(その他の必要な事項)

第23条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

(別表)

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）補助対象費目

補助対象費目	内 容
設 計 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に必要な機械装置・建築材料等の設計費、システム設計費等
設 備 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要する費用（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
計測装置費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に必要な計測装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付等に必要の費用
工 事 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に不可欠な工事に要する費用
諸 経 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）を行うために直接必要なその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、会議費等））等

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申 込 者 郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
電 話 番 号
手 続 代 行 者 郵便番号
住 所
会 社 名
代 表 者 等 名 印

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 申込書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の申込みをします。

記

1. 住宅の所在地(新築・増築・改築・既築)

住 所	
-----	--

2. 工事期間等

工事着工予定日	平成 年 月 日
工事完了予定日	平成 年 月 日

3. 先行予約者決定の希望の有無 ※いずれかを選択。

先行予約者決定	希望する ・ 希望しない
---------	--------------

※平成23年8月末日までに工事を完了できる場合のみ希望可能。

4. 導入する住宅高効率エネルギーシステム

モデル区分	A1・A4・A10・A14・A15・A22・A27・A28・D1・D2・D3・D4
システム番号	- - (定型システムの場合のみ記入)
追加的節電対策	<input type="checkbox"/> 申込む <input type="checkbox"/> 申込まない

5. 住宅の概要

地域区分	I a I b II III IV a IV b V VI
延べ床面積	m ²
床面積	1 F m ² 、2 F m ² 、3 F m ² 、4 F m ² 、5 F m ² B1 F m ² 、B2 F m ²

(注) 新築・増築・改築住宅は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び建築物の所有者の判断基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)に準じた性能を満たすものであること。

6. 排出削減事業への参加 高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、ガスエンジン給湯器、又は潜熱回収型石油(灯油)給湯器)の補助を申込む場合は、下記のいずれかにチェックすること。(注)

<input type="checkbox"/>	国が運営委託する排出削減事業(グリーン・リンケージ倶楽部(高効率給湯器))
<input type="checkbox"/>	その他の排出削減事業

(注) いずれか1つにチェックがされていない場合は、申込みを受理することができません。

7. 補助金交付申請予定額

円(対象費用の1/3)

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail:)
所 属	
住 所	
電 話 番 号	F A X 番 号

(添付書類) 一般社団法人 環境共創イニシアチブが公募要領で指定する書類を添付すること。(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

様式第 2 (工事着工届出書)

平成 23 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者 郵便番号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号

手続代行者 住 所
会 社 名
代表者等名 印

平成 23 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 工事着工計画届出書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る工事着工届出書を提出します。

記

1. 工事着工(予定)日 平成 年 月 日
2. 工事完了予定日 平成 年 月 日
3. 建設住宅性能評価申請(予定)日 平成 年 月 日(新築のみ)

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail:)
所 属	
住 所	〒
電 話 番 号 F A X	

(添付書類)

- (1) 工事請負契約書の写し(コピー)
- (2) 工程表の写し(コピー)

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

様式第3 (計画変更承認申請書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者 郵便番号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号

手続代行者 住 所
会 社 名
代表者等名 印

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 計画変更承認申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る計画変更の承認を申請します。

記

1. 補助金交付申請予定額の変更

申込時の額	変更後の額
円	円

(注) 但し、申込時の額を上回るものは認められません。

2. 工事内容の変更

申込時の工事内容	変更後の工事内容

3. 変更の理由

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail:)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(添付書類)

- (1) 様式第1 (変更後の内容を記載したものを再提出)
- (2) 様式第1の添付書類 (変更のあるもの)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

様式第4 (事故報告書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話 番 号 印

手続代行者 住 所
会 社 名
代 表 者 等 名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 事故報告書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の事故について報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

--

2. 事故に対してとった措置

--

3. 事故が工事に及ぼす影響

--

4. 工事の遂行及び完了予定

--

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail:)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

様式第 5 (補助事業申込取下申請書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者 郵便番号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号

手続代行者 住 所
会 社 名
代表者等名 印

平成 23 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 補助事業申込取下申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの) 交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の申し込み取下げの承認を申請します。

記

1. 補助金交付申請予定額 円

2. 取り下げの理由

--

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail: _____)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

様式第6 補助金交付申請書
兼工事完了報告書

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿



申込者 郵便番号
住所
氏名
電話番号
印
手続代行者 郵便番号
住所
会社名
代表者等名
印

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 補助金交付申請書 (兼工事完了報告書)

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の工事の完了を報告するとともに補助金の交付を申請します。

記

1. 工事完了日 平成 年 月 日

2. 排出削減事業への参加^(注1) 高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、ガスエンジン給湯器、又は潜熱回収型石油(灯油)給湯器)の補助を申請する場合は、下記のいずれかにチェックすること。^(注2)

<input type="checkbox"/>	国が運営委託する排出削減事業(グリーン・リンケージ倶楽部(高効率給湯器))
<input type="checkbox"/>	その他の排出削減事業(事業名等:)

(注1) 記載内容について、別途国が委託する事業者から確認を行う場合があります。(注2) いずれか1つにチェックがされていない場合は、申請を受理することができません。

3. 補助金交付申請額 円

4. 補助金の振込先 ※ゆうちょ銀行以外の金融機関か、ゆうちょ銀行かどちらか一方の振込先を記入。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)										ゆうちょ銀行									
金融機関コード (数字4ケタ)					振込銀行名					記号(6桁目がある場合は※部分に記入ください)									
										1					0*				
支店コード(数字3ケタ)					支店名					番号(右詰で記入ください)									
															1				
預金種別(該当に○)					口座番号(右詰で記入ください)														
普通・当座・その他																			
口座名義人(カナ表記)																			

(手続代行者連絡先)

担当者	(E-mail:)															
所属											電話番号					
住所	〒										F A X					

(添付書類)

- (1) 費用総括表・費用明細書
- (2) 領収書の写し(コピー)
- (3) 部位ごとの写真(施工前~施工後及び品番の写真)
- (4) 印鑑証明書
- (5) 住民票(居住者全員分)
- (6) 建設住宅性能評価書の写し(コピー)(新築のみ)
- (7) 補助金の振込口座の通帳の写し(コピー)
- (8) システム導入前のエネルギー使用状況報告書
- (9) 提出書類チェックリスト
- (10) エネルギー使用量計測機器設置報告書^(注3)

(注3) 2. で「グリーン・リンケージ倶楽部(高効率給湯器)」を選択された方のみ。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

様式第7（交付決定通知書）

年 月 日

申請者 氏名 _____ あて

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 印

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
（住宅に係るもの）補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請があった住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）交付規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の対象となる工事の内容は、補助金交付申請書（兼工事完了報告書）に記載されたとおりとする。
2. 補助金交付予定額 _____ 円（対象費用の1/3以内）
3. 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）交付規程第11条の規定に基づき、提出された補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - （1）適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - （2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - （3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - （4）SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - （5）補助事業者等の名称及び不正内容の公表。
5. その他、SIIの付した条件を遵守しなければならない。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

補助事業者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

印

平成 23 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 定期報告停止承認申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率
エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 3 条に
基づく国庫補助金に係る補助事業の定期報告停止の承認を申請します。

記

1. 報告停止期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

2. 報告停止の理由

3. 今後の見込み

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進
事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事
業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を住宅・建築
物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するもの
です。

予約者番号 _____

様式第9 (処分承認申請書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

補助事業者 郵便番号 _____
住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 _____

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 処分承認申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率
エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に
基づく国庫補助金に係る財産処分の承認を申請します。

記

1. 処分方法

売却	譲渡	交換	貸与	廃棄	その他(具体的に)
----	----	----	----	----	-----------

その他(具体的に)

2. 処分の時期 平成 年 月 日から(平成 年 月 日まで)

3. 処分の理由

4. 処分の条件(処分することにより収入がある場合には、その金額も記載すること。)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進
事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事
業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・建築
物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するもの
です。